

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【公表番号】特表2013-509471(P2013-509471A)

【公表日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-013

【出願番号】特願2012-535766(P2012-535766)

【国際特許分類】

C 08 J	3/22	(2006.01)
C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	9/02	(2006.01)
C 08 C	1/14	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 J	3/22	C E Q
C 08 L	9/00	
C 08 K	9/02	
C 08 C	1/14	
B 60 C	1/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月25日(2013.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記の連続する工程を含むことを特徴とする、シリカ/合成ジエンエラストマーマスター バッチの製造方法：

- ・シリカを少なくとも2価の金属元素でドーピングする工程；
- ・得られたドープシリカの少なくとも1種の水中分散液を調製する工程；
- ・合成ジエンエラストマーラテックスを前記水性ドープシリカ分散液と接触させ、これらと一緒に混合して凝固物を得る工程；
- ・凝固物を回収する工程；および、
- ・回収凝固物を乾燥させてマスター バッチを得る工程。

【請求項2】

前記合成エラストマーラテックスが、スチレン/ブタジエンコポリマー即ちSBRのラテックスである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記合成エラストマーラテックスが、エマルジョン中で調製したSBRである、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

シリカが、沈降シリカである、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

前記金属元素が、アルミニウムである、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

下記の条件の1つを満たす、請求項5記載の方法：

(i) 配合物pHは3.5と5.5の間であり、シリカのアルミニウムドーピング量は0.5質量%以上である；

(ii) 配合物pHは5.5以上であり、シリカのアルミニウムドーピング量は $(2 \times \text{pH} - 10)$ 以上である。

【請求項7】

前記2つの分散液を互いに接触させるときのシリカの量が、30phrと100phrの間の量である、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】

請求項1～7のいずれか1項に従って製造した少なくとも1種のシリカ/合成ジエンエラストマーマスター・バッチをベースとするゴム組成物。

【請求項9】

請求項8に記載の少なくとも1種のゴム組成物を含むタイヤまたは半製品。